

青森大学社会人の学修ニーズに関する協議会規程

(目的)

第1条 この規程は、青森大学の学部教育、生涯学習講座等における社会人の受入の格段の推進を目指し、社会人の学修ニーズの状況等について協議するため、本学に青森大学社会人の学修ニーズに関する協議会（以下「協議会」という。）を置き、その必要な事項を定めることを目的とする。

(協議事項)

第2条 協議会は、次の事項を協議する。

- (1) 社会人の学修ニーズの状況に関する事
- (2) 社会人入試制度に関する事
- (3) 生涯学習講座（オープンカレッジ）に関する事
- (4) その他社会人の受入の推進に関する事

(構成員)

第3条 協議会は、次の者をもって組織する。

- (1) 学長、入試管理委員長
- (2) 各学部長、各学科長、学長補佐
- (3) 各学科の中から若干名
- (4) 事務局長、入試課長
- (5) オープンカレッジ所長
- (6) 必要があるときは、その他教職員を加えることができる。
- (7) 学外の有識者（別紙のとおりとする。）

2 前項第3号、第6号及び第7号の委員は、学長が命ずる。

(召集及び議長)

第4条 学長は、協議会を招集し、その議長となる。

2 学長が不在のときは、入試管理委員長が議長の職務を代行する。

(会議)

第5条 会議は、原則として年2回開催するものとする。ただし、学長が必要と認めたときは、随時開催することができるものとする。

(事務)

第6条 協議会の事務は、事務局入試課が処理する。

2 会議の記録は、事務担当者において作成し保管するものとする。

(改正)

第7条 この規程の改正は、学長が行う。

附 則

この規程は、平成24年9月19日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成27年4月1日から施行する。

(別紙) 第3条第7号の委員

番 号	学外有識者委員
1	青森市教育委員会から1名
2	青森県教育庁生涯学習課から1名
3	青森商工会議所から1名
4	青森大学校友会から1名
5	青森大学オープンカレッジ受講生から1名